

## 秋田市電気式生ごみ処理機貸出要綱

〔 令和5年3月24日  
市 長 決 裁 〕

### （目的）

第1条 この要綱は、電気式生ごみ処理機の普及促進を図るため、市民の電気式生ごみ処理機の効果体験を目的とした、市が所有する電気式生ごみ処理機の貸出しに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （貸出機器）

第2条 貸出機器は、秋田市環境部環境都市推進課において管理する電気式生ごみ処理機とする。

### （貸出対象者等）

第3条 この要綱による電気式生ごみ処理機の貸出しの対象となる者は、市内に住所を有し、電気式生ごみ処理機を適正に管理し、使用できる者とする。

2 電気式生ごみ処理機は、家庭用に使用する場合に貸し出すものとし、業務用として使用する場合は貸出しの対象としない。

### （貸出期間）

第4条 電気式生ごみ処理機の貸出期間は、8日を限度とする。ただし、8日目が閉庁日に当たる場合は、翌開庁日を貸出期限とする。

### （貸出しの申請）

第5条 電気式生ごみ処理機の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電気式生ごみ処理機貸出申請書兼借用書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

2 前項の申請に当たり、当該申請者は、運転免許証、健康保険証、個人番号カード、パスポートその他官公署が発行し、本人であることを証明する書類を提示するものとする。

### （貸出しの承認）

第6条 市長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、

貸出しの可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により貸出しを承認したときは、電気式生ごみ処理機貸出承認通知書（様式第2号）により、貸出しを承認しないこととしたときは、電気式生ごみ処理機貸出不承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（貸出方法および費用負担）

第7条 電気式生ごみ処理機の貸出しは、前条第2項の規定による承認を受けた者（以下「借受人」という。）に対し、秋田市環境部環境都市推進課の窓口において、直接引き渡す方法により行うものとする。

- 2 電気式生ごみ処理機の貸出料は、無料とする。ただし、電気式生ごみ処理機の使用および運搬に係る経費は、借受人の負担とする。

（管理責任）

第8条 借受人は、電気式生ごみ処理機の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他の目的で使用しないこと。
- (2) 形状を変え、又は改造しないこと。
- (3) 第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。
- (4) 常に良好な状態で適正に管理すること。

（返却）

第9条 電気式生ごみ処理機の返却は、貸出期間が終了する日までに、秋田市環境部環境都市推進課の窓口へ直接持参する方法で行うものとする。

- 2 借受人は、電気式生ごみ処理機を返却しようとするときは、引渡しの時と同じ状態で返却しなければならないものとする。

（亡失等の場合における借受人の義務）

第10条 借受人は、電気式生ごみ処理機を亡失し、もしくは損傷させたとき又は電気式生ごみ処理機が故障したときは、直ちにその状況を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 借受人は、電気式生ごみ処理機の亡失、損傷又は故障が自らの責めに帰すべき事由によるときは、自己の負担において修理し、又はその相当額をもって賠償しなければならない。

(使用中止および返還の命令)

第11条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、借受人に対し、電気式生ごみ処理機の使用の中止および返還を命ずることができる。

(1) 貸出条件に違反したとき。

(2) 前号に定めるもののほか、貸し出すことが不適當であると認められる行為があったとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。